

会計年度任用職員募集

霞台厚生施設組合の会計年度任用職員として任用を希望される方は、登録が必要となりますのであらかじめ申込みいただき、登録をお願いします。

現在募集している職種は、次のとおりです。登録された方の中から必要に応じて条件に合う方を書類選考のうえご連絡し、面接により採用を決定します。

※登録期間内に必ずしも採用されるとは限りません。書類審査のみで面接に至らなかった場合は、連絡しませんので、ご了承ください。

・令和7年度 募集している職種

職種名称	勤務場所	業務内容	予定人数
一般事務補助職員	中継センター (小美玉市堅倉 1725-2)	ごみ等計量 ・ 窓口受付	若干名

・勤務日数・勤務時間

週 35 時間以内：月曜日から金曜日（祝日を含む）、1 日 7 時間（週 5 日）

・任用期間

1 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の範囲内

・休 日

週休日（土 ・ 日）、 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

・会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定する、任期を 1 会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日

まで) 以内として任用する一般職の地方公務員 (非常勤職員) です。

・登録方法

提出書類	<p>登録を希望する方は、次の書類を<u>組合へ直接持参、または郵送で提出</u>願います。</p> <p>組合指定の履歴書 PDF・WORD (両面印刷とし、提出前6ヶ月以内に撮影した顔写真を添付してください。)</p> <p>※障がいのある方は次の書類も提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害手帳・療育手帳の写し <p>(本人の氏名、生年月日、現住所、障害名、等級が分かる部分)</p> <p>一度提出いただいた書類は返却しません。一定期間保管した後に破棄します。</p>
登録期間	<p>登録日から1年間有効です。</p> <p>(登録期間終了後、継続して登録する場合には再度登録を行っていただきます。)</p>
登録要件	<p>霞台厚生施設組合で、会計年度任用職員として勤務を希望する方</p> <p>※ただし、以下に該当する方は登録することができません。</p> <p>地方公務員法第16条に定める欠格事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方・ 霞台厚生施設組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

基本的な勤務条件

・報酬

○報酬は、石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例により支給します。

○次年度以降再度任用された場合、会計年度任用職員として勤務した経験年数に応じた単価の加算があります。

・諸手当

○通勤手当（費用弁償）、休日勤務手当、期末手当等が支給されます。

【期末手当・勤勉手当】

※期末・勤勉手当については、一定の条件を満たした方に支給します。

1 支給対象者（下記を全て満たす方）

- ・年度内に任期が6月以上ある方
- ・1週間あたりの勤務時間が15時間30分以上の方
- ・基準日（6月1日、12月1日）に在籍している方

2 支給額

- ・石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例により支給

※任期期間の長さによって調整があります。

・支給日

翌月21日 ※支給日が土日祝日となる場合は、直前の金融機関営業日。

※任期期間の長さによって調整があります

・休暇

○年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇の付与

○特別休暇

忌引き、結婚休暇、夏季休暇等の有給の慶事休暇等の付与（勤務条件によって限定有）

・社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等の適用があります。

※一定の要件を満たす場合に加入

・服務等

○守秘義務、職務専念義務などの服務上の規程が適用され、分限・懲戒処分の対象となります。

○任用は、すべて条件付きのものとし、任用1か月後に正式任用となります。

・お問い合わせ

〒311-3433 茨城県小美玉市高崎 1824-2

霞台厚生施設組合総務課

電話番号：0299-26-8664 FAX 番号：0299-26-8660